

口頭弁論要旨

氏名 村上道子

1 始めに

私は、2021年8月に大阪府豊中市からおおい町名田庄久坂に転居しました。私の自宅は、大飯原発からも高浜原発からもUPZ＝原発から30km圏内です。

2 住民避難マニュアルの問題点

(1) マニュアルの作成

おおい町は、平成30年3月、「おおい町住民避難マニュアル（原子力災害）」（以下「避難マニュアル」と言います。）を作成しました（甲615号証）。本日は、避難マニュアルの問題点について述べます。

(2) 放射性物質が放出された場合について（15から16頁）

1時間あたり、20マイクロシーベルト未満の場合、名田庄地区の住民には、屋内退避の指示が出され、「屋内退避」することになっています。20から500マイクロシーベルト未満の場合は、1時移転の指示が出されることになっています。避難時の混雑を避けるためと放射性物が20～500マイクロシーベルトに達するまでは屋内退避の方が安全だからと考えているのでしょうか。避難指示が出されるまで、私たちUPZの住民は、幾ばくかの放射性物質を浴び続ける事になります。ネットで調べた環境省の資料によれば日本の自然放射線量は年間2.1ミリシーベルト、1時間に換算すれば0.24マイクロシーベルトだそうです（甲616号証）。500マイクロシーベルトは、その約2000倍になります。同資料には、低線量でも人体に及ぼす影響はゼロではないとも書かれています。私たちの健康は守られるのでしょうか。

(3) 屋内避難の指示が出たときについて（18頁）

「避難マニュアル」には、「屋内退避」の指示が出たら、放射性物質の侵入を防ぐため窓、扉、全ての開口部を閉鎖し、すべての空調設備、換気を停止すると書かれています。私が住む名田庄は買い物不便なところですが、時には小浜まで買い出しにいかないと生活できません。夫と私が外出時に事故が起きたら、同居している義母はどうなるでしょう。義母は90歳で認知症です。5メートルも自力で歩く事ができません。転んだら、ひとりでは起き上がることもできません。義母には、「窓、扉など全ての開口部を閉鎖すること」はできません。避難マニュアルに掲載されている家族は、父、母、子ども2人という家族構成を前提にしているようですが、名田庄地域では、高齢者が6割を超えています。このような家族構成を基準とすることには無理があると思います。

過酷事故は風のない日に発生するとは限りません。10メートルほどの風

が吹いていたら数十分で放射性物質が名田庄に達してしまいます。高齢者の母一人だけでは、私たちが帰宅するまでに家の中は放射性物質を含んだ外気が侵入することになります。

昨今は猛暑日や熱帯夜、大雪がふえています。真冬や真夏に空調設備無しでは暮らすことはできません。具体的に何時間空調設備無しで暮らすことになるのかについて、「避難マニュアル」は、一切記載していません。「避難マニュアル」は、おおい町の地域特性を全く踏まえていない非現実的なマニュアルです。

(4) 避難経路について (20頁から21頁)

「避難マニュアル」には、2種類の避難経路が記載されています(20頁から21頁)。20頁の避難経路は、162号線が避難経路になっていません。これは、162号線は、崖崩れが起きやすく、スクリーンのポイントの設定ができないからだと言えます。避難マニュアルを前提にすると、原発事故が起きた際に、より危険な方向に移動することを強制されることとなります。より危険な方向に移動することをさけるために、屋内退避を原則としているのではないのでしょうか。

(5) 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布について (22頁)

放射性ヨウ素から甲状腺被曝を防ぐための「安定ヨウ素剤」は、UPZには事前配布されないことになっています。避難指示が出たら「里山交流センター」で安定ヨウ素剤を受け取ることになっています。

2022年10月から、一部事前配布されましたが、全戸配布ではありません。

おおい町が令和元年5月に改訂した「原子力災害における住民避難計画」(35頁)によると、安定ヨウ素剤には副作用があり、服用量は年齢に応じた量とするなど、あらかじめ医師や相談窓口にご相談する事が適当であると書かれています。

しかし、事前配布もされておらず、安定ヨウ素剤そのものを知らない住民がいるのに、避難指示が出てからで間に合うのでしょうか。名田庄にいる町の職員は非常勤を含めて4人です。名田庄の人口約2300人に対応できるのでしょうか。いざとなったら応援が入るそうですが、本庁のある本郷など旧おおい地域は原発により近く、人口も多く、もっと大変な状況になっていて応援どころではないと思います。防災課の職員さんの話では、県や自衛隊からも応援が来るから大丈夫とのことですが、他の場所で大きな災害が起きていても自衛隊は来てくれるのでしょうか。安定ヨウ素剤が、適切に配布されることは、全く想像できません。

今年8月の豪雨では、嶺北と嶺南をつなぐ道路や交通機関がすべて寸断されました。緊急避難時に道路が寸断されていないという保障はあるのでしょうか。大雪や豪雨、強風の中でもヘリコプターが飛ぶのでしょうか。「里山

交流センター」は我が家からはすぐ近くですが、奥の地域に住んでいる人たちは大混雑の中、配布場所まで行けるでしょうか。避難方向とは逆方向に住んでいる住民もいます。わざわざ取りに来る住民がどのくらいいるでしょう。

気になるのは、職員さんたちや消防団のみなさんが、放射性物質の汚染地域に居続けなければならない、最後まで残って、全ての住民が避難したかどうかを確認しなければならないということです。その人たちの健康は守られるのでしょうか。

(6) スクリーニング（汚染検査）及び除染について（22頁）

その後、「スクリーニング・テスト」を受けることになっています。ですが、自家用車でもバスでも車体を検査して、基準値を超える数値が検出されなければ、乗員も同様に基準値を超えていないとみなされます。また、車両に汚染が認められれば、乗員の代表者が検査を行い、基準値を超えていなければ全員OKということだそうです。そんなテストで大丈夫でしょうか。

(7) 避難先について（23頁から26頁）

名田庄地域の県内避難先は敦賀市東浦体育館、県外避難先は伊丹市伊丹小学校です。県外避難先の兵庫県と福井県では取り決めはできていますが、詳細は未定です。2300人を受け入れる住民合意はできているのでしょうか。福島事故の際には、病院や学校や体育館で受け入れを拒否、または躊躇し、避難途中で多数の方が亡くなりました。私たちが避難している間、伊丹小学校の児童はどうなるのでしょうか。避難先には、自家用車は置いて行くことになっています。義母は持病があるため、避難先でも通院が必要です。徒歩や公共交通機関での通院は、本人にも私たち家族にもあまりにも負担が大き過ぎます。

(8) 非常持出品の準備

避難先の自治体は、避難物資は提供しないそうです。マニュアルには「非常持出品」＝非常食や傘や防寒具、飲料水などの生活物資やマスク、長袖長ズボンビニールガッパなど放射能から身を守る品々を必要最低限準備するように書いてあります。必要最低限とはどのくらいですか。私たちは家に帰ることはできるのでしょうか。今住んでいる家は、真面目に働き、3人の子どもを育てながら、やっと手に入れた終の棲家です。失ったら帰るところがなくなります。国は、県は、電力会社は、生涯住み続けられる住居を補償してくれるのでしょうか。

(9) 避難マニュアルの非現実性について

私には、この避難計画は、晴れて風もない日に、住民は健康で「避難マニュアル」に精通しており、パニックに陥ることもなく役所の指示に従うことを前提に作成したもののようには思えてなりません。現実的とは思えません。いや、原発事故が起きれば、安全な避難などないと思います。

3 最後に

憲法には、国は国民の福祉の増進を図らねばならないと書かれています。福祉の増進とは、国民が幸せに暮らすための基盤を整備していくということです。こんな不安な中で毎日暮らさなければならない社会は、そもそも間違っていると思います。

今年6月17日には、原発事故に対する国の責任を問う訴訟の最高裁判決がありました。最高裁判所は国の責任を認めませんでした。理由は、たとえ東京電力が対策を取っていたとしても、事故は起きたに違いない。原発事故は「想定外の津波」のせいなのだから東電に対策を取らせなかった国には責任はないのよね、という判決です。

こんな無責任な判決があるのでしょうか。原発事故は普通の事故とは違います。ひとたび事故が起きれば人類の手には負えない放射能をまき散らします。国の政策として原発を推進してきたのに、事故が起きても責任を取らない。住民が放射能を浴びようが、家をなくそうが生業を失おうが、故郷を奪われようが責任を取らない。そうであれば、原発はいますぐ廃炉にしていきたいと思います。原発がなければ避難する必要も安定ヨウ素剤も必要ありません。

国は国民を幸せにするという責務を果たしていただきたいと切に願います。